

第146回役員会議事要録

1 日 時 平成22年8月3日（火）15:00～15:22

2 場 所 事務局第3会議室

3 報告事項

(1) 裁量労働制の適用について

理事（人事・評価担当）から、長崎大学における教員の裁量労働制の適用に関する規程の制定を受けて、7月1日に坂本キャンパス事業場の過半数代表者と学長の間で、熱帯医学研究所に裁量労働制を適用するための労使協定を締結し、その協定届等を7月5日に長崎労働基準監督署へ提出したところ、特に問題なく受理されたことが、資料1により報告された。

なお、同研究所における裁量労働制は、臨床系教員を除く教員51名の同意を得て8月1日から実質スタートし、臨床系教員については他部局（医歯薬学総合研究科及び病院）の臨床系教員と適用時期を合わせるため、現時点では同研究所臨床系教員に同意を求めず、裁量労働制を適用していないことが報告された。

また、複数の部局において来年度以降の裁量労働制導入を検討していることも、併せて報告された。

病院の検討状況として、理事（病院担当）から、業務の半分以上が研究業務である必要があるという裁量労働制を適用するための条件については、臨床系教員についても理論構築の目途が立ってきたこと、また臨床系教員へ裁量労働制を適用した場合に超過勤務手当が支給されない部分については、代替手当を創設するなどの対応により、病院所属教員への裁量労働制の来年度導入を目指していること等について説明があった。

(以上)